

訟廷管理官の下に置く係について

平成6年7月18日総一第184号高等裁判所長官、地方、家庭裁判所長あて総務局長依命通達

改正 平成10年3月20日総一第86号
同10年7月27日同第228号
同16年4月1日同第190号
同19年7月20日同第000865号
同20年5月30日同第000777号
同22年1月27日同第000023号
令和6年3月6日総一第239号

平成6年7月18日付け最高裁総一第183号事務総長依命通達「大法廷首席書記官等に関する規則の運用について」記第8の2の(1)の定めに基づき、標記の係について下記のとおり定めましたので、これによつてください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 規則第6条第1項の訟廷管理官の下に置く係
大法廷以下「規則」という。)第6条第1項に規定する訟廷管理官の下に置く係、事件係及び記録係を、別表に定める裁判所の訟廷管理官の下に置く係の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、(1)から(7)までは及び(10)から(12)までとし、管理係の置かれている高等裁判所及び地方裁判所においては(1)、(2)、(5)から(9)まで及び(12)の(1)、(2)、(5)から(7)まで及び(12)とする。

1 庶務係

- (1) 裁判官及び裁判所書記官のてん補に関する事項
- (2) 廷吏の配置及び指導監督に関する事項
- (3) 法廷、準備手続室、審判廷、調停室等の事件のために使用する各室の管理に関する事項
- (4) 裁判事務用器具の使用の調整に関する事項
- (5) 過料の徴収に関する事項
- (6) 法廷警備等の連絡及び協議に関する事項
- (7) 録音反訳に係る庶務に関する事項
- (8) 裁判所速記官のてん補に関する事項
- (9) 裁判所速記官の事務の連絡調整に関する事項
- (10) 事件に関するシステム等の利用及びその障害対応等に関する事項
- (11) 事件に関する事務のデジタル化に係る研修及び情報通信技術の利用についての下級裁判所事務処理規則(昭和23年最高裁判所規則第16号)第4条の部(同規則第10条の2第2項の規定により部とみなされるものを含む。)の支援に関する事項
- (12) 他の係に属しない事項

2 事件係

- (1) 事件の受付及び分配に関する事項
- (2) 事件に関する記録の受領及び送付に関する事項
- (3) 事件に関する帳簿諸票の整備に関する事項
- (4) 国選弁護人に関する事項

この通達は、平成16年4月1日から実施する。
付記（平19.7.20総一第000865号）
この通達は、平成19年7月20日から実施する。
付記（平20.5.30総一第000777号）
この通達は、平成20年8月1日から実施する。
付記（平22.1.27総一第000023号）
この通達は、平成22年2月1日から実施する。
付記（令6.3.6総一第239号）
この通達は、令和6年4月1日から実施する。

(別表)

高等裁判所	民事	東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松
	刑事	東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松
地方裁判所	民事	東京、大阪
	刑事	東京、大阪